

事業系ごみの 分け方・ 出し方 !

1 ごみの種類と処理の流れ

**排出場所・ごみの種類によって
処理方法が違います！！**

・産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や同政令(廃棄物処理法)には、20種類の産業廃棄物の品目が記載されています。この産業廃棄物に該当しないものが一般廃棄物です。

・事業活動に伴って生じたごみの分類

事業活動に伴って生じたごみ(事業系ごみ)は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、廃棄物処理法に基づき、**事業者自らの責任において、事業者が分別し適正に処理しなければなりません。**

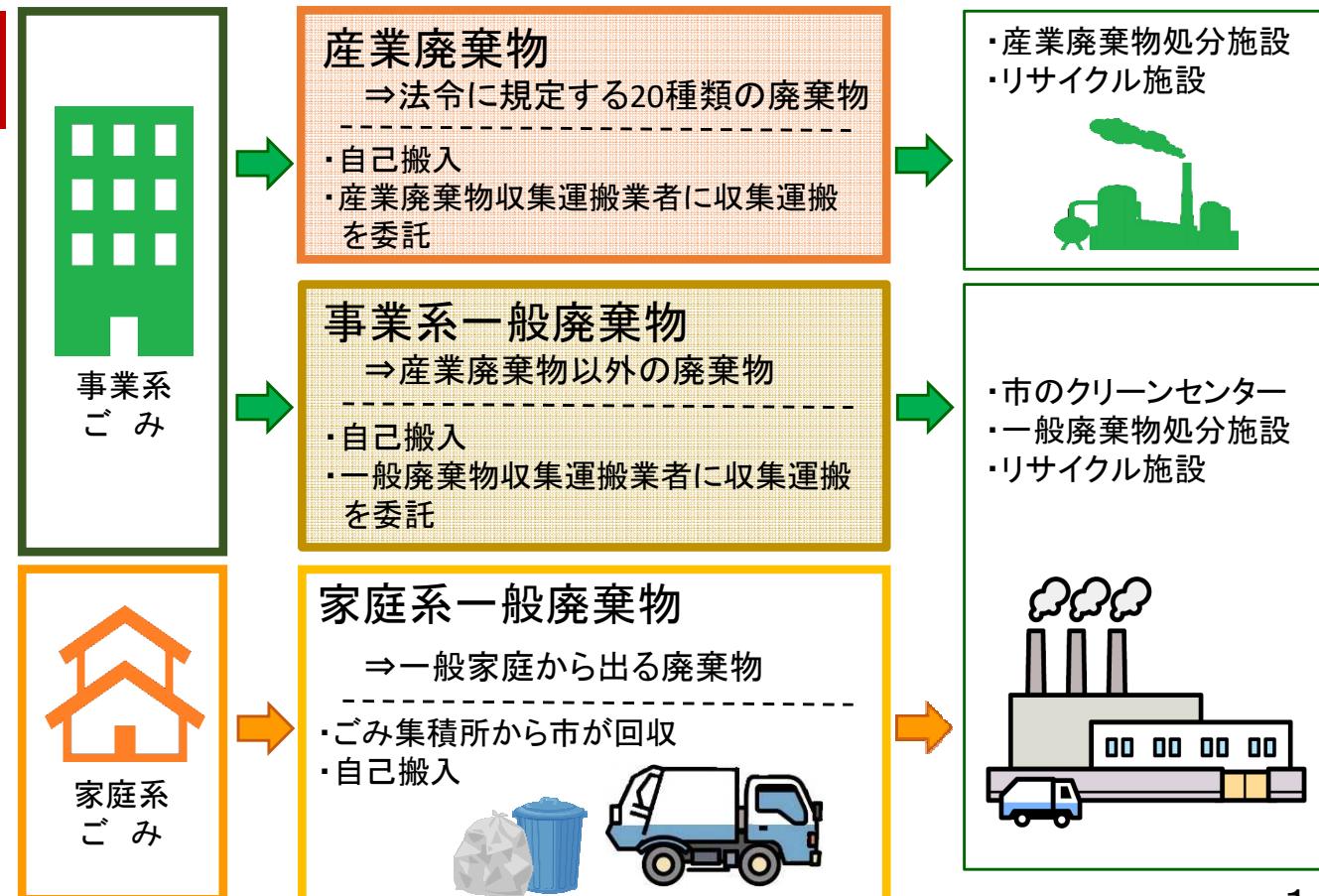
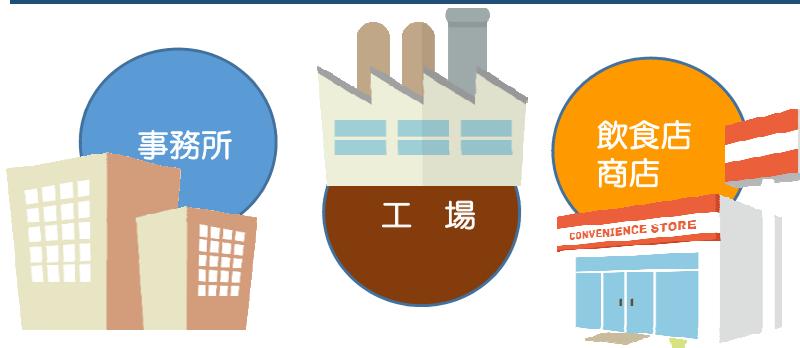
・家庭系のごみと事業系のごみ

市内に設置されたごみ集積所は、一般家庭から出るごみ(家庭系ごみ)の集積場所として設置されたものですので、**ごみ集積所に事業系ごみを出すことはできません**。自ら運搬し処分施設に搬入するか、収集運搬業の許可を持った業者に委託してください。

Contents

- P1 ごみの種類と処理の流れ
- P2・3 主な事業系ごみの分別表
- P4 ごみの分別と保管方法
- P5 廃棄物の保管基準・
産業廃棄物処理の委託基準
- P6 よくある質問

※このパンフレットは、福島県郡山市のごみ処理について記載したものです。郡山市以外の自治体のごみ処理については、立地している自治体へお問い合わせください。



2 主な事業系ごみの分別表



○事業系一般廃棄物について

区分に応じて市のクリーンセンターや契約している処分施設へ自己搬入してください。

○産業廃棄物について

自己搬入又は産業廃棄物収集運搬業者への委託により、品目ごとに許可を受けている処分施設に搬入してください。

○下表の★印のものについて

廃棄物処理法令に規定された業種から排出されるものは、産業廃棄物に分類されますので、注意が必要です。

区分

リサイクル

事業系

一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業系ごみ

※郡山市外の一般廃棄物を郡山市内に持ち込むことはできません。
発生した自治体の処理施設で処理してください。

具体例

★新聞・ダンボール・雑誌

★OA用紙

例：ミスプリントの書類、シュレッダーくず

※機密書類は、機密を保ったままリサイクルできる業者もいます

★リサイクルできない紙類

例：臭いの強い紙(柔軟剤の入っていた箱等)、特殊加工された紙(圧着式はがき等)、汚れた紙など

※建設業、製紙業、出版業等から出るものは産業廃棄物

★厨芥(ちゅうかい)類

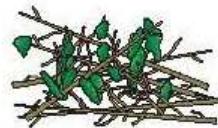
例：食品の売れ残り、食べ残し、調理くずなど

※食料品・医薬品・香料等製造業等から出るものは産業廃棄物

★木くず

例：木製品、剪定枝など

※建設業、木材製造業等から出るもののか、貨物の流通のために使用したパレットは産業廃棄物



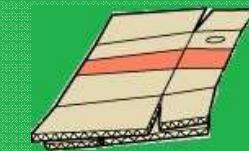
★布類

例：天然繊維(綿など)でできたもの

※建設業、繊維工業等から出るもののか、化学繊維を使ったものは産業廃棄物

処理方法

○古紙回収業者などによりリサイクル



○自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して、郡山市のクリーンセンターや民間の一般廃棄物処分施設へ搬入

☆調理くずは水分をよく切って



☆布類は繊維の種類によって違いも

・木綿の布
排出業種により産業廃棄物の場合と一般廃棄物の場合あり

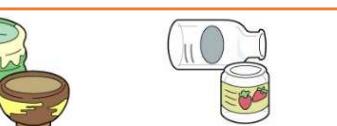
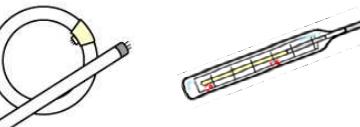


・化学繊維のシャツ
事業系のものは全て産業廃棄物(廃プラスチック類)



2 主な事業系ごみの分別表 ~つづき~



区分	具体例	処理方法
産業廃棄物 リサイクル	<p>缶類 例：コーヒーの缶 など ※機械油の缶などは対象外</p>  <p>びん類 例：飲料(お酒、ジュース)や調味料のびん など</p>  <p>家電リサイクル対象製品 テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、乾燥機 など</p>  <p>使用済小型電子機器 電話・プリンター・パソコン・デジタルカメラ など</p> 	<p>○産業廃棄物処理業者(専ら物取扱業者)に委託して処理 ※リサイクルできるものは積極的にリサイクルを</p>
		<p>○家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法対象製品取扱業者等に依頼して処理</p>
法令に規定された品目	<p>プラスチック類 例：弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレイ、ペットボトル、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維 など</p> 	<p>○産業廃棄物処理業者に委託して処理 ○ペットボトル・金属などは、資源になるものもあります</p>
	<p>金属類 例：刃物、スプレー缶、一斗缶、金属製の机 など</p> 	<p>※産業廃棄物の処理を委託する場合、契約書やマニフェストが必須になります。(P5参照)</p>
	<p>ガラス陶磁器類 例：ガラスのコップ、陶器の茶碗 など</p> 	
	<p>電池類 例：乾電池、充電池 など</p> 	
	<p>水銀使用製品 例：蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池 など</p> 	

3 ごみの分別と保管方法



POINT 1

廃棄物の保管場所を決めましょう

- ごみの種類・量を把握し、自社に合った回収場所を設置しましょう。
- 産業廃棄物・一般廃棄物は別にし、保管基準(P5参照)を守りましょう。
- リサイクルを意識し、廃棄物の量をできる限り減らしましょう。

POINT 2

分別回収のルールを作りましょう

- ごみの種類・量を把握し、自社の状況に合った分別をしましょう。
- 箱を設置するなどして置き場所を決めましょう。

★★一般廃棄物置場の例★★

排出される物や量など、実態に合った置き場を設置しましょう。

リサイクル可能な古紙 種類ごとに分別

一般廃棄物置場

処分するごみ 種類ごとに分別

新聞

雑誌

OA紙

よいごみ
燃やして

ごみ



※リサイクルできるものは、この他にも、ダンボール、シュレッダーくず、雑がみ、缶、びんなどがあります。できる限りリサイクルしましょう。

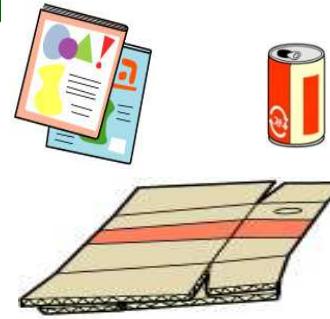
POINT 3

処理の方法を決めましょう

○リサイクルできるものの取り扱い

回収できる業者へ

古紙、空き缶などでリサイクルできるものは、リサイクル業者へ。買い取ってもらえる場合もあります



※古紙は市のクリーンセンターでも受入可
古紙とその他のごみは別々に搬入してください。

○事業系一般廃棄物の処理方法

①処分施設への搬入方法

- i 自己搬入 … 飛散・流出・悪臭等が発生しない運搬方法を検討
- ii 業者委託 … 一般廃棄物収集運搬業者の選定

②処分施設

- i 郡山市のクリーンセンター
- ii 民間の一般廃棄物処分施設



○産業廃棄物の処理方法

※産業廃棄物の処理を委託する場合は、契約書やマニフェストが必須となります。(P5参照)

①処分施設への搬入方法

- i 自己搬入 … 飞散・流出・悪臭等が発生しない運搬方法を検討
- ii 業者委託 … 産業廃棄物収集運搬業者の選定



②処分施設

- i 産業廃棄物処分施設

一般廃棄物と産業廃棄物は必ず別に処理！

4 廃棄物の保管基準・産業廃棄物処理の委託基準

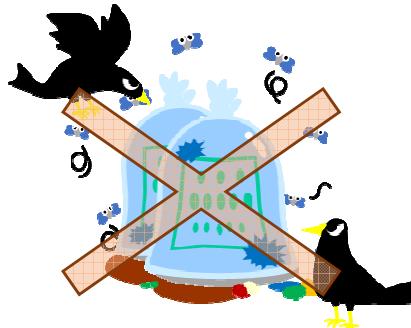


○事業系一般廃棄物の保管基準

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則第11条の基準を満たす必要があります。

★基準の主な項目

- ・道路その他公共の用に供する場所に保管しないこと
- ・十分な容量及び構造の保管場所に保管すること
- ・飛散、流出、悪臭等を発生させないこと
- ・動物による散乱や害虫の発生を防止すること
- ・適切に清掃等を行い、常に保管場所の清潔を保つこと など



飛散・流出や、害虫の発生、動物による散乱を防止！

○産業廃棄物の保管基準

廃棄物処理法施行規則第8条の基準を満たす必要があります。

★基準の主な項目

- ・周囲に囲いがあること
- ・見やすい場所に保管場所を示す掲示板を設置すること(右図参照)
- ・保管の場所から飛散、流出、悪臭等を発生させないこと
- ・害虫の発生を防止すること など



産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者氏名	株○×総務課△◇
管理者連絡先	024-999-9999
注意事項	関係者以外立入禁止

産業廃棄物の保管場所掲示板の例

※屋外で容器を用いて保管している場合は、この他に「最大保管高さ」を記載しなければなりません

○産業廃棄物処理の委託基準 ・ ・ ・ 委託契約書とマニフェストが必要です

■契約書の締結

★必ず書面により契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約を締結する必要があります。

★委託業者の許可証を確認

収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認してください。

★2者間で契約

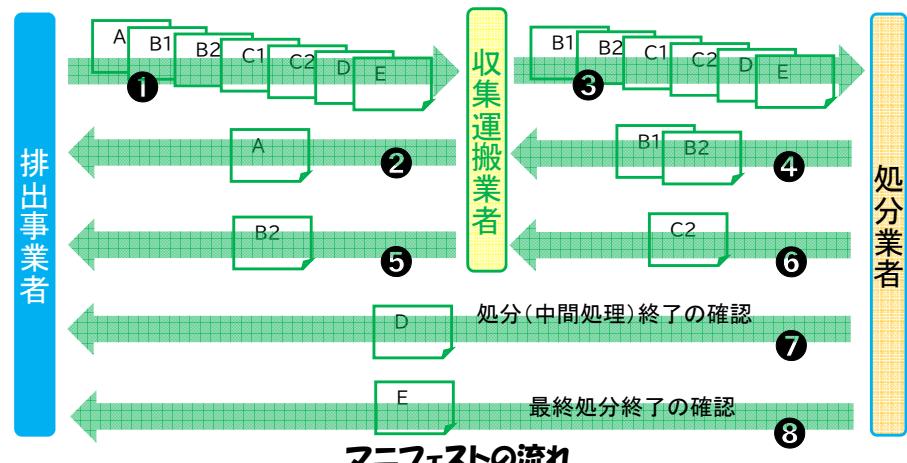
排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは違法です。必ず、排出事業者と収集運搬業者及び排出事業者と処分業者の2者で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約書で問題ありません。

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、引渡しに当たって、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。

マニフェストを積荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理状況を自ら管理することができます。

マニフェストの例



5 よくある質問



Q1 事業活動とは？

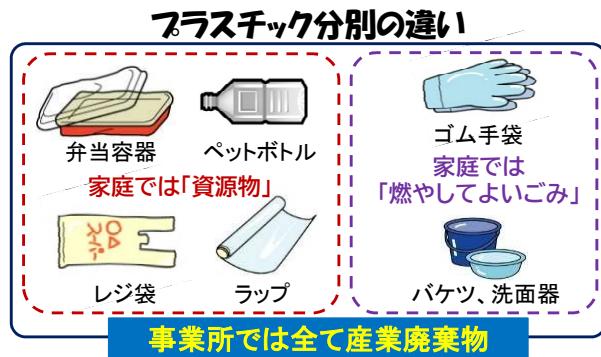
A1 商店、会社、飲食店、工場、病院、学校、官公庁、寺社、仏閣など、事業所が行う全ての活動を指します。

Q3 事業所で不要になったプラスチックについて、家庭ごみとの違いは？

A3 一般家庭から出るプラスチックは一般廃棄物に該当するため、プラスチック製容器包装やペットボトルなどの「資源物」と、「燃やしてよいごみ」に分類されます。一方、事業所の場合、すべてのプラスチック類が産業廃棄物に該当します。

Q2 なぜ事業系ごみは市で収集しないの？

A2 事業系ごみは、事業者が自ら、適正に処理する責任があるからです（廃棄物処理法第3条、第11条）。少量であっても、許可業者に委託するか、処分施設に自ら運搬してください。



Q4 住居と店舗が同じ建物の場合は？

A4 住居での生活に伴って生じたごみは家庭系ごみ、店舗の営業に伴って生じたごみは事業系ごみとして処理してください。



Q5 事業系ごみを家庭系ごみの集積所に出したらどうなりますか？

A5 廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）として、5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその併科の対象となります。



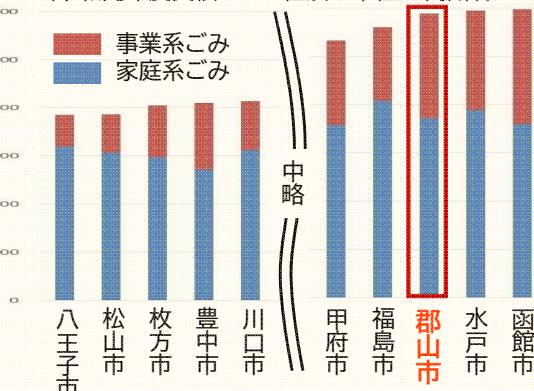
ごみ減量のお願い

郡山市の一人一日当たりのごみ排出量は1,177gとなっており、中核市平均の951gに比べ約2割多く、62市中60位となっています。

特に事業所から出るごみ排出量は433gとなっており、中核市平均の308gに比べ約4割多く、減量は喫緊の課題です。

SDGs12.5※の達成のため、また、処理施設の延命化のため、ごみの減量にご協力をお願いします。

全国62中核市の人一人当たり排出量比較
(令和元年度実績より上位及び下位5市抜粋)



※SDGs12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により廃棄物の発生を大幅に削減する。

○お問合せ

資源物・ごみ処理の業者については、まず取引のある会社にご相談ください。取引先が無くお困りの場合、下記へお問い合わせください。

ごみに関する疑問・質問 このパンフレットについて

郡山市環境部3R推進課

郡山市朝日一丁目23-7

TEL : 024-924-2181

3rsuisin@city.koriyama.lg.jp

資源物の引き取り先を知りたい

○資源になる産業廃棄物(金属・ペットボトル)等
県中工コタウン事業協同組合
郡山市字大河原65-1
TEL : 024-941-2538

○資源物全般
県中環境クリーン協同組合
郡山市富久山町福原字水穴123
TEL : 024-931-5963

○古紙・集団回収
郡山地区再生資源協同組合
郡山市田村町上行合字下川原93-3
TEL : 024-956-6665

郡山市のクリーンセンター

郡山市富久山クリーンセンター

郡山市富久山町福原字北畑1-2

TEL : 024-932-3152

郡山市河内クリーンセンター

郡山市逢瀬町河内字西午房沢59

TEL : 024-957-2761

ごみ処理業者を知りたい

グンダスト事業協同組合

郡山市安積町荒井字東六兵衛田13-1

TEL : 024-945-8099

この紙が不要になっ
たら、OA用紙として
リサイクルしてくだ
さいね！

